

日本基準トピックス

改正「修正国際基準」の公表 (ASBJ)

2018年4月13日
第345号

■主旨

- 2018年4月11日、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」)は、改正「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(以下、「本改正基準」)を公表しました。
 - 本改正基準は、2014年7月に改正が公表されたIFRS第9号「金融商品」における改正点を主な対象とするASBJにおけるエンドースメント手続を経て、公表されたものです。
 - 本改正基準では、今回対象の会計基準について、「削除又は修正」を行うべき項目はありません。
- ・ 原文については、ASBJのウェブサイトをご覧ください。

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/jmis/y2018/2018-0411.html

経緯

ASBJは、2013年6月に金融庁の企業会計審議会が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を受けて、エンドースメント手続を実施し、その結果、2015年6月に修正国際基準を公表しています。これは、2012年12月31日までにIASBにより公表された会計基準等を対象とするIFRSに関するエンドースメント手続(初度エンドースメント手続)を経て、公表されたものです。

その後も、ASBJは継続して、IASBが2016年12月31日までに公表した会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効するものに加え、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」およびこれに関連する改正会計基準等を対象としてエンドースメント手続を実施し、2016年7月、2017年4月および2017年10月に「修正国際基準」の改正を公表しています。

本改正基準は、その後、2014年7月に改正が公表されたIFRS第9号「金融商品」における改正点を主な対象としてASBJにおいて行われたエンドースメント手続を経て、公表されました。

今回のエンドースメント手続の対象

本改正基準は、2014年7月に改正が公表されたIFRS第9号「金融商品」における改正点およびその他2018年1月1日以後に発効する会計基準等のうち、IFRS第16号「リース」とIFRS第17号「保険契約」を除いたものを対象として実施されたエンドースメント手続に基づきます。

(1)	IFRS第9号「金融商品」(2014年公表)における改正点
(2)	「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却」(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)(2014年9月公表)および「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」(2015年12月公表)
(3)	「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS第2号の修正)(2016年6月公表)
(4)	「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」(IFRS第4号の修正)(2016年9月公表)
(5)	「IFRS基準の年次改善2014-2016年サイクル」によるIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」およびIAS第28号「関連会社又は共同支配企業に対する投資」の修正(2016年12月公表)
(6)	IFRIC解釈指針第22号「外貨建取引と前払・前受対価」(2016年12月公表)
(7)	「投資不動産の振替」(IAS第40号の修正)(2016年12月公表)
(8)	IFRIC解釈指針第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」(2017年6月公表)

エンドースメント手続の概要と「削除又は修正」の提案

今回のエンドースメント手続における判断基準は、これまでのエンドースメント手続と同様に、「会計基準に係る基本的な考え方」、「実務上の困難さ」、「周辺制度との関連」となっており、これらの判断基準に基づき、十分な検討を尽くし、受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することになっています。

今回、上記の8つの会計基準等のエンドースメント手続を実施した結果、「削除又は修正」された項目はありませんでした。

適用時期

本改正基準の適用時期は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表からとなります。

PwCあらた有限責任監査法人
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング(〒100-0004)
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.